

一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会 会費納入規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会(以下「当法人」という。)定款7条の規定に基づく入会金及び会費について必要な事項を定める。

(年会費の有効期間)

第2条 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる1年間とする。

(入会の申請)

第3条 入会をしようとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 入会金及び年会費は指定する方法により納入しなければならない。

3 入会金及び年会費納入確認をもって当法人会員とする。

(会員証)

第4条 当法人は、会員に対し、所定の会員証を交付するものとする。

2 会員が会員証を紛失・破損等した場合には、再交付を申請することができる。

3 再発行を申請したものは、再発行に伴う費用を負担しなければならない。

(会員登録情報の変更届出)

第5条 会員は、会員登録情報に変更が生じたときは、速やかにその旨を当法人に届けなければならない。

(会費の納入)

第6条 会員は、年会費を毎年5月末までに納入しなければならない。

2 会員が年度途中で退会した場合であっても、当該年度の会費を返還しない。

3 会費未納のまま、年度途中で退会したものは、退会後も未納分の会費納入の義務を負う。

(委任)

第7条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が定めるところによる。

(改正)

第8条 この細則の改正は、理事会の決議による。

この規則は、平成29年3月14日から施行する。